

● 参考資料

①「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について(通知)」(平成27年10月29日付け27文科初第933号)
https://www.mext.go.jp/content/20151029-mxt_kyoiku02_100002611.pdf



②「学校における補助教材の適正な取扱いについて(通知)」
 (平成27年3月4日付け26文科初第1257号)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyozai/mext_02559.html



③『私たちが拓く日本の未来』(高校生用副教材)【全体版】(令和6年度版)
https://www.soumu.go.jp/main_content/000815495.pdf



④『私たちが拓く日本の未来』(教師用指導資料)【全体版】(令和6年度版)
https://www.soumu.go.jp/main_content/000815484.pdf
 ＊学校における政治的中立性については、冊子内の「学校における指導に関するQ&A」等において詳しく解説されています。



⑤「主権者として求められる力」を子供たちに育むために(小・中学校向け主権者教育指導資料)
https://www.mext.go.jp/content/220922-mxt-kyoiku01-000025143_0.pdf



⑥『わかりやすい主権者教育の手引き』
https://www.soumu.go.jp/main_content/000689710.pdf
 ＊狛江市(東京都)が作成した特別支援学校での主権者教育の取組等をまとめたものです



⑦学校における主権者教育を推進するための指針
<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kyoiku/gakkokyoiku/7247793/>



⑧チラシ「一票でかわる未来!!」
<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kyoiku/gakkokyoiku/7247793/>



⑨高校生向けワークシート『私がかわる「社会(YONONAKA)」がかわる！私がかえる「社会(YONONAKA)」をかえる！はじめの一步!!』
<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kyoiku/gakkokyoiku/7247793/>



⑩YouTubeチャンネル 徳島県選挙管理委員会(選挙啓発動画優秀作品集)
<https://www.youtube.com/channel/UCpOXMFnqrE1PF9p8mSQR8A>



⑪代理投票と点字投票
https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo04.html#chapter5



⑫投票制度(不在者投票)
https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo05.html#chapter2



⑬インターネットを利用した選挙運動について
https://www.soumu.go.jp/main_content/000427851.pdf



⑭「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について(通知)」に関するQ&A(生徒指導関係)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1366767.htm
 ＊法的根拠や留意点、想定される事例等をまとめたものです



主権者教育 ガイドブック



はじめに

民主主義の担い手としてよりよい社会を創造していく子供たちに対して、主権者として必要な資質・能力を育成していくことは、今日の喫緊の課題です。本県では「徳島教育大綱」において、個性を活かし、確かな学びを育む教育の推進を示しており、体験や他者との協働による学びをとおして主体的に社会の形成に参画しようとする力を育む主権者教育の充実を図っています。

主権者教育についての共通理解を学校全体で図りながら、各教科の授業に加えて、総合的な探究の時間やホームルーム活動、学校行事等を含めた教育活動全般において、主権者教育のより一層の推進をお願いします。

1 理論編

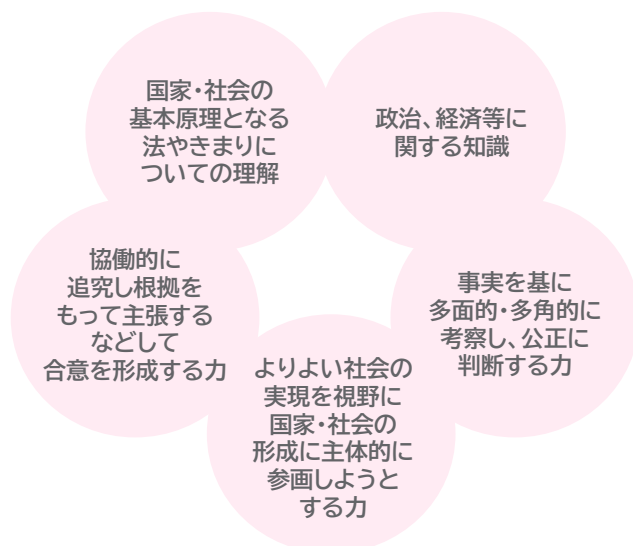
主権者教育の推進

学校においては、習得した知識を活用し、主体的な選択・判断を行い、他者と協働しながら様々な課題を解決していくという国家・社会の形成者としての資質や能力を育むことが、より一層求められます。

このような資質や能力を育むためには、指導計画に基づき、副教材やその他様々な教材を積極的に活用し、学校外部の関係機関、関係者とも連携することが必要です。

新たに学習内容を追加するのではなく、これまで指導してきた学習内容を、主権者教育で身に付けさせたい力と関連させて捉え直し、主体的・対話的で深い学びが実現できるよう指導方法を改善することが必要です。

● 主権者教育で身に付けさせたい資質・能力



主権者教育の効果的な進め方

公民科での指導が中心となりますが、公民科以外の教科、総合的な探究の時間、ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事等も活用して指導を行うことが大切です。

したがって、副教材や主権者教育に関するその他の様々な教材は、公民科を担当する教員だけでなく、全ての教員が活用することが必要です。

① 副教材『私たちが拓く日本の未来』の活用

解説編 ホームルーム活動の時間に全てのホームルーム担任が指導できることを想定して内容が構成されています。政治や選挙の意義や選挙の具体的な仕組みが紹介されており、制度を理解させる上で有効です。

実践編 模擬選挙や模擬議会等の実践的な教育活動はもとより、公民科をはじめとする全ての教科等において「話し合い、討論」を取り入れた学習を進めるため、具体的な課題について、話し合いを通じて自分の意見を正しく述べ、他人の意見に十分耳を傾け、他人の考えを十分尊重するとともに、異なる意見を調整し、合意を形成していくよう話し合いのルールや各種の話し合いの方法を取り上げています。

参考編 公職選挙法の知識などについてQ & A形式で分かりやすく解説されています。また、参考となるウェブサイト等の情報も紹介されていますので、生徒の自主的な学習を促す資料として活用することもできます。

② 副教材以外の様々な教材の活用（徳島県教育委員会作成の教材）

- チラシ「一票でかわる未来!!」
- 高校生向けワークシート『私がかわる「社会(YONONAKA)」がかわる！私がかえる「社会(YONONAKA)」をかえる！はじめの一步!!』
- 選挙啓発動画優秀作品集 YouTubeチャンネル 徳島県選挙管理委員会

指導上の留意点

① 主権者教育を進める上での基本的な留意点

法令 教育基本法第14条

良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

法令 公職選挙法 第137条

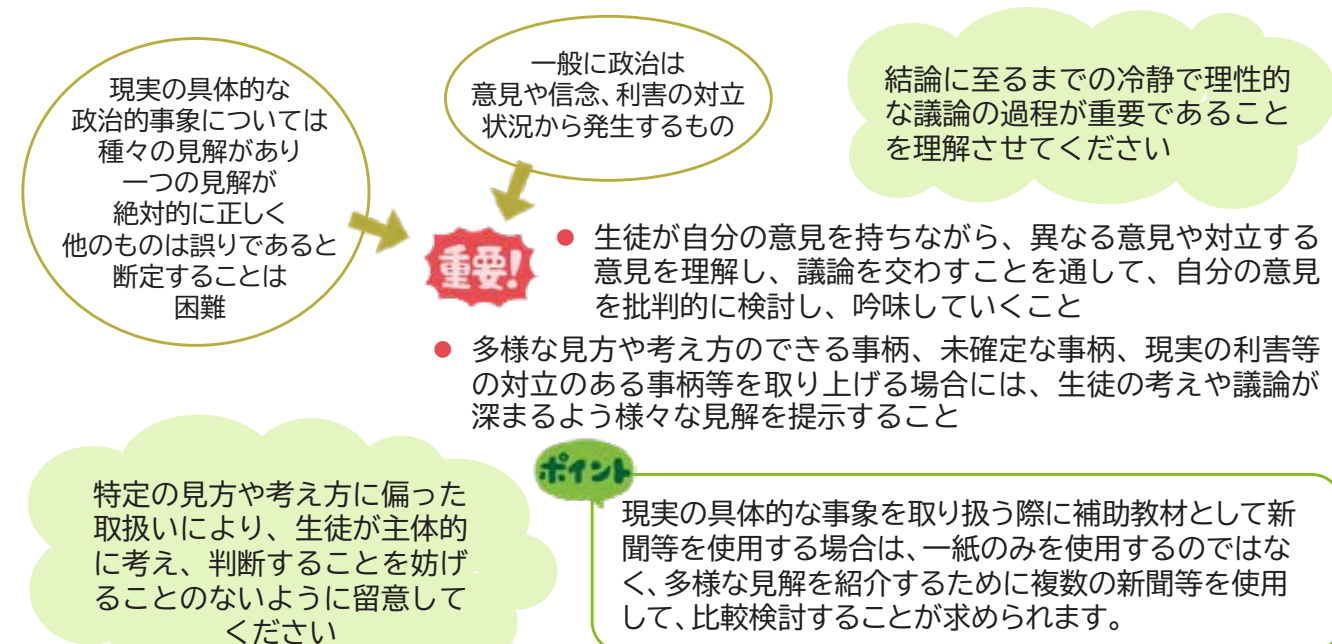
教育者(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校及び幼稚園の子どもに関する教員、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)に規定する幼稚園教諭等)は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができない。

日本国憲法の改正手続に関する法律第103条第2項でも教育者の地位利用による国民投票運動の禁止が規定されています。

このことは、学校教育においては当然要請されていることであり、民主主義を尊重し、推進しようとする国民を育成するに当たって欠くことができないものです。

また教員は、その言動が生徒の人格形成に与える影響が極めて大きいことに留意し、学校の内外を問わずその地位を利用して特定の政治的立場に立って生徒に接することのないよう、また不用意に地位を利用した結果とならないよう留意してください。

- 民主主義の意義とともに、政治や選挙についての理解を重視してください。
- 教員は個人的な主義主張を述べることは避け、公正かつ中立な立場で生徒を指導してください。
- 学校が政治的中立性を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象も取り扱い、生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができるよう、具体的かつ実践的な指導を行ってください。



② 障がいのある生徒に対する指導上の留意点

基本的に高等学校の主権者教育の考え方と変わりませんが、実際の指導に当たっては、生徒一人一人の障がいの状態に応じて指導内容や指導方法を工夫することが必要です。

- 高等学校に準ずる教育課程での指導
指導目標、指導内容については、高等学校の内容に準じて設定してください。
- 知的障がいの教育課程又は知的障がいを併せ有する重複障がいの教育課程での指導
知的障がいのある生徒は、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場で応用されにくい特性があります。そのために、生徒の卒業後の生活を見据えながら、社会の習慣、生活に関係の深い選挙の仕組み等について、体験を含めた具体的な学習活動を指導計画の中心に据え、学習で得た知識を実践できるようにしていくことが大切です。

障がいのある生徒が利用可能な投票制度

選挙においては、障がいのある人が円滑に投票できるように制度等が講じられています。こうした投票制度についての周知も必要です。

- ・代理投票
- ・点字投票
- ・郵便等による不在者投票
- ・指定病院等の不在者投票

一人一人の障がいの状態に応じた配慮を行い生徒が内容を十分理解できるようにすることが最も大切です

③ 家庭・地域との連携における留意点

取り上げる政治的事象によっては、保護者等が現実の利害関係や、特定の政治的立場にいることも想定されます。学校で取り組む実践的活動については、公民としての資質を養うための指導であり、特定の党派教育を行うことを目的とするものではないことを、必要に応じて保護者等に周知したり、当該指導を地域に公開したりすることによって、学校の教育活動を正確に理解してもらうよう配慮することも有効です。

家庭や地域の人々の協力を得て実践的な教育活動に取り組む場合は、事前に活動の趣旨を説明することが求められます。

 保護者向けのお知らせ例（私たちが拓く日本の未来 活用のための指導資料P.62）

生徒による政治的活動等の取扱いにおける留意点

①学校は、政治的中立性を確保することが求められていること（教育基本法第14条第2項）、②高等学校等は、学校教育法第50条及び第51条並びに学習指導要領に定める目的・目標等を達成するべく生徒を教育する公的な施設であること、③高等学校等の校長は、各学校の設置目的を達成するために必要な事項について、必要かつ合理的な範囲内で、在学する生徒を規律する包括的な権能を有するとされていることなどを鑑みると、高等学校等の生徒による政治的活動等は、無制限に認められるものではなく、必要かつ合理的な範囲内で制約を受けるものと解されます。

これらを踏まえ、高等学校等は、生徒による選挙運動及び政治的活動について、次の事項に十分留意する必要があります。

- 学校の教育活動（授業、生徒会活動、部活動等）における生徒の選挙運動や政治的活動
生徒がその本来の目的を逸脱し、学校の教育活動の場を利用して、選挙運動や政治的活動を行うことについて、政治的中立性が確保されるよう、高等学校等は、これを禁止することが必要です。
- 放課後や休日等に学校の構内で行う生徒の選挙運動や政治的活動
学校施設の物的管理の上での支障、他の生徒の日常の学習活動等への支障、その他学校の政治的中立性の確保等の観点から教育を円滑に実施する上での支障が生じないよう、高等学校等は、これを制限又は禁止することが必要です。
- 放課後や休日等に学校の構外で行われる生徒の選挙運動や政治的活動についての留意点
 - ・ 違法なもの、暴力的なもの、またそのような政治的活動等になるおそれが高いものと認められる場合には、高等学校等は、これを制限又は禁止することが必要です。
 - ・ 生徒が政治的活動等に熱中する余り、自他の学業や生活などに支障があると認められる場合、又は生徒間における政治的対立が生じるなどして学校教育の円滑な実施に支障があると認められる場合には、高等学校等は、生徒の学業等への支障の状況に応じ、必要かつ合理的な範囲内で制限又は禁止することを含め、適切に指導を行うことが求められます。
 - ・ 高等学校等は、満18歳以上の生徒による選挙運動については、これを尊重することとなります。生徒が法令に違反することがないよう、高等学校等は、生徒に対し、公職選挙法上特に気を付けるべき事項などについて周知することが必要です。
 - ・ 放課後や休日等に学校の構外で行われる生徒の選挙運動や政治的活動は、家庭の理解の下、生徒が判断し、行うものです。その際、生徒の政治的教養が適切に育まれるよう、学校・家庭・地域が十分連携することが望まれます。

副教材やリーフレットには、選挙運動ができる年齢、選挙運動でできることやできないことなど、生徒が知っておくべきことが記載されています。生徒が公職選挙法等の法令に違反することがないよう、副教材やリーフレットを活用して、気を付けるべき事項などについて周知徹底することが必要です。

- インターネットを利用した政治的活動等に関する留意点
様々な意見・考え方についての情報発信や情報共有などの観点から、利便性、有用性が認められる一方で、公職選挙法上認められていない選挙運動を生徒が行ってしまうといった問題が生じ得ることから、こうしたインターネットの特性についても十分留意することが重要です。

★選挙運動…特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要なかつ有利な行為をすること。

★政治的活動…特定の政治上の主義若しくは施策又は特定の政党や政治的団体等を支持し、又はこれに反対することを目的として行われる行為で、その効果が特定の政治上の主義等の実現又は特定の政党等の活動に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉になるような行為をすること。選挙運動を除く。

2 実践編

主権者教育指導計画の作成

主権者教育は、学習指導要領に基づいて、校長を中心に学校として指導のねらいを明確にし、系統的、計画的な指導計画を作成して実施することが求められています。また、指導に当たっては、学校の全ての教員の共通理解が必要となります。したがって、各教科をはじめとした様々な教育活動での指導内容や指導時期が一覧できる指導計画の作成が不可欠です。

- 指導計画作成上の留意点
 - ①学校としての主権者教育の目標（ねらい等を明確にする。）
 - ②政治・選挙の仕組みや現実の政治的事象に関することに着目する。
 - ③各教科やその他の教育活動での指導内容との関連を踏まえる。
 - ④キャリア教育との関連を踏まえる。
 - ⑤義務教育段階での学習内容との関連を踏まえる。
 - ⑥様々な教材の活用場面や活用時期を指導計画に位置付ける。
 - ⑦実践的な教育活動を効果的に組み合わせる。
 - ⑧指導改善のPDCAサイクルを確立する。
 - ⑨他校の実践事例も参考にする。

教科等間・学校段階(小・中・高)間を踏まえた主権者教育

国家・社会の形成者としての資質や能力は、有権者になれば自然と身に付くものではなく、小・中学校、高等学校又は特別支援学校の各学部を通じた学習（体験学習や他者との学び合い等の過程）の積み重ねによって身に付いていくものです。教科等における*「見方・考え方」や各校種における教科等の学習内容等を踏まえながら、主権者教育を推進していくことが重要になります。

*「見方・考え方」とは、教科等の学習を深めていく過程の中で、どのような視点で物事を捉え、どのように考えていくのかという、教科等で身に付けるべき資質・能力の育成のための中核的な役割を果たすものです。

様々な課題の設定に当たっては、児童生徒の発達段階に応じ、例えば、自分の身の回りや学級・学校における課題、地域や市町村・県における課題、日本や世界における課題について取上げるとともに、社会や世界との関わりの中で、学んだことの意義を実感させることができるようにすることが必要です。

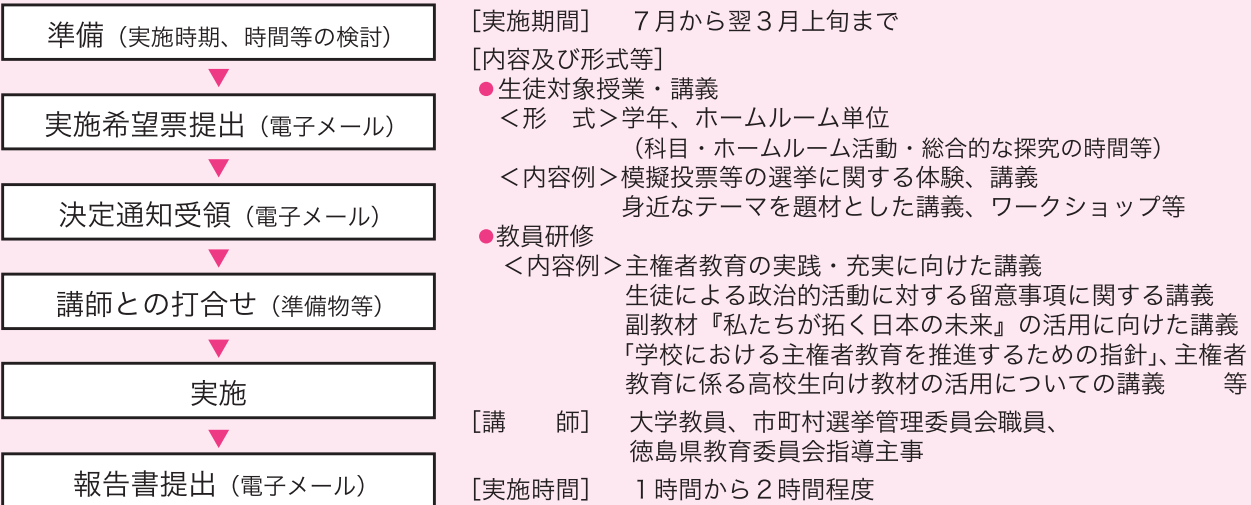
- 徳島県教育委員会では「主権者意識を高める教育の充実のための出前講座」を実施し、児童生徒が主体的に社会の形成に参画し、社会の発展に寄与する態度を養うための支援を行っています。

高等学校等における実践

主権者教育は、公民科をはじめとした各教科の授業において、現実の具体的な政治的事象に関連する内容を適宜取り上げるのはもちろんですが、総合的な探究の時間やホームルーム活動、学校行事等も含めた教育活動全体において行うものです。

- 大学教員や選挙管理委員会等、学校外部の関係機関、関係者と連携・協働することが効果的です。学校の教員だけで説明しきれない現実の具体的な政治的事象について専門家から伝えてもらうことは、生徒の政治的教養を育む上で有効です。
- 具体的な投票方法など実際の選挙の際に必要な知識を得たり、模擬選挙や模擬議会など現実の政治を素材とした実践的な教育活動を通して理解を深めたりすることができるよう指導してください。

「主権者意識を高める教育の充実のための出前講座」実施の流れ



小学校 出前講座

鳴門市堀江南小学校

テーマ：政治と自分たちの生活との結びつき

概要：児童の政治に対する意識を高めるために事前に実施したアンケートを活用し、自分たちの生活と政治が深く結びついていることに気付かせ、自分の意思を表現することの大切さを理解させることをねらいとします。
また、自分の意思を表現する方法や現実の政治の課題等を学ぶことで、政治に参画しようとする意識を高め、自ら考え、自ら判断し、行動していこうとする態度を育てます。

流れ：①講座のねらいについての説明
②主権とは？
③政治とは？
④政治と自分たちの生活との関連
⑤今後の自分たちの生活に向けて

教材：独自教材（ワークシート、スライド）

▶ 徳島県教育委員会「主権者意識を高める教育の充実のための出前講座」に申込

中学校 出前講座

三好市立東祖谷中学校

テーマ：「主権者としての見方・考え方」

概要：給食や東祖谷地域についてなど身近で具体的なテーマを通して、自らの意見を主張すること、またその伝え方の大切さを体験を通して身に付けることをねらいとします。
また、実際の選挙についても触れることで、社会的事象に関心を持ち、学習したこととのつながりを理解して、政治に参画しようとする意識を高め、自ら考え、自ら判断し、行動していこうとする態度を育てます。

流れ：①主権者とは？
②自分の考えを伝える方法とは？
③架空のまちでの模擬投票の実施
④今後の自分たちの行動について

教材：総務省 主権者教育のための学習教材「十八ヶ丘市の未来を考えよう！」

▶ 徳島県教育委員会「主権者意識を高める教育の充実のための出前講座」に申込

高等学校 意見交換会

徳島県立鳴門高等学校

テーマ：「これからのまちづくりについて」

概要：市議会議員と各ホームルームの代表者が、地域課題や市政についての意見交換を行います。市議会からの質問に対して、各ホームルームで事前に協議したことを発表し、将来も住み続けたい地域社会を実現するための方策などについて話し合います。
生徒自身が地域の課題を自分事として捉え、市政への関心を高めるとともに、社会へ参画しようとする意欲を醸成することをねらいとしています。

流れ：①議会事務局との打合せ
②市議会議員と高校生との意見交換
③まとめ、参加者の感想
④「議会だより」による広報

参考：副教材＜実践編＞「模擬請願」

▶ 鳴門市議会事務局と連絡調整・打合せ

高等学校 出前講座・模擬投票

徳島市立高等学校

テーマ：「徳島の明日を考える選挙」

概要：税務署から税金の集め方や使われ方、選挙管理委員会から投票の意義や選挙制度に関する講義を受けます。その後、3名の候補者から、これからの徳島についてのビジョンや具体的取組などをまとめたマニフェスト（公約）を聞き、講義の内容と合わせて投票する際の参考にします。実際の選挙で使用する投票箱、計数機などを使って、模擬投票を行います。

流れ：①選挙・財政に関する基礎講座（徳島市選管、徳島税務署）
②立候補者による立会演説（動画）
③模擬投票
④開票作業、結果報告
⑤アンケート、振り返り

教材：ワークシート、選挙公報

参考：副教材＜実践編＞「模擬選挙(1)(2)」

▶ 徳島市選挙管理委員会、徳島税務署と連絡調整・打合せ

高等学校 高校生議会

徳島県立那賀高等学校

テーマ：「住みよい那賀町になるために今必要なこと」

概要：町議会の本会議場で、町に要望や提言を行います。
事前に質問内容を協議し、まとめます。本会議場で、議長役の生徒が議事進行し、議員役6名が登壇して町長や担当課に質問し、答弁します。自分たちの視点で住みよい町を考えることで、地域への関心を高めるとともに、社会へ参画しようとする意欲を醸成することをねらいとしています。

流れ：①議会事務局との打合せ
②質問の準備
③高校生議会の開催（一般質問形式）
④振り返り

参考：副教材＜実践編＞「模擬選挙(1)(2)」

▶ 那賀町議会事務局と連絡調整・打合せ

特別支援学校 出前講座

徳島県立ひのみね支援学校

テーマ：「選挙ってなに？」

概要：クイズやボートマッチなど、多様な教材を使用して、選挙についての概要を学びます。また、実際の選挙で使用する記載台や投票箱を使って、模擬投票を行います。
選挙を行う理由を考え、多数決の意味を理解することで、主権者としての責任や社会とつながることの大切さを学びます。

流れ：①選挙ってなに？
②紙芝居「さとしくんのいっぴょう」
③動画視聴
④模擬投票

教材：自作教材、Webサイト（ボートマッチ）、啓発動画、紙芝居

参考：副教材＜実践編＞「模擬選挙(1)(2)」

▶ 徳島県教育委員会「主権者意識を高める教育の充実のための出前講座」に申込

